

# 第13回西和賀町議会定例会

令和3年6月10日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順4番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 改めておはようございます。北村嗣雄でございます。6月議会定例会に再度一般質問、通告させていただきました。よろしくお願いいたします。

私は、質問事項に、資料がございますように、町の新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきます。質問要旨については、①から④番まで示しておりますが、長期間にわたるコロナ禍において、町民に生活困窮者、主

に独り暮らし高齢者、失業者など増加してきている現状に対し、町の認識を伺うものでございますが、これまで町の長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の対策に当たっては、町長はじめ町が一丸となって予防対策、それからワクチンの接種に当たっても、町の取組がスムーズに取り行われ、経過していることに対し、町長はじめ関係職員、あるいは病院関係、医療従事者のそのご苦勞もあり、大変町民に対する適切な対応が取られているなどということに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

そうした中で、町民の中に、この長期間にわたるコロナ禍にあって、生活の困窮者がいろいろな場所において数少なくなくいるということも事実であるなど私は認識するものでございます。そういうことから、まず第1に、町民に生活困窮者が増加していることを町がどのように認識をされているのか、町長にお伺いします。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。2日目、よろしく申し上げます。

ただいま議員さんの質問に関しまして、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうから、まず生活困窮者ということで、独り暮らしの高齢者についてお話をしたいと思います。

支援が必要となってきております独り暮らし高齢者につきましては、高齢者福祉担当や介護保険の担当、それから西和賀町社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携をしながら、民生委員さんや、それから介護支援専門員さんなどと情報を共有して、ケースに応じて対応してき

ているところであります。

独り暮らし高齢者の相談の内容のお話を伺っている状況からは、この新型コロナウイルス感染症による生活困窮者が増えているという認識は持っていない状況です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問に失業者のお話もございましたので、私のほうから労働所管課としてお答えをさせていただきたいと思えます。

町では、無料職業紹介所を開設しております、求職者などに町内事業者の求人情報をあっせんしております。令和2年度中に新規求職者登録を行われた方は9人でございます。内訳は、40歳代が2人、60歳以上の方が7人というふうになっております。それ以前の状況につきましては、令和元年度が8人、平成30年度が4人、平成29年度が8人となっております、その状況から町への求職相談の実態からは、新型コロナウイルス感染拡大による失業者が大幅に増えているという認識は持っておりません。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今健康福祉課長のほうから、生活困窮者の対象になる方は見当たらないということをお伺いしたわけですが、質問事項に沿って、これも進めていくわけですが、ではその実態の把握に当たってどのような取組をされてきたのか、その辺についてお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課では、ご本人や親戚の方、民生委員さんなどから生活全般についての相談を受けた際に、その方の状況に応じまして、西和賀町社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携をして、生活に困窮している方の支援を継続的に行っております。

また、西和賀町社会福祉協議会や地域包括支援センターでの相談についても、その方の状況に応じて、健康福祉課と情報共有して、連携を

行っている状況となっております。

議長 北村嗣雄君。

2番 今状況確認には民生委員という、各地区に配置されている方の名前も出ていますけれども、ただ私が今までこうして見ると、あるいは民生委員の役割というものを伺いして、その地域ばかりに聞いているわけなのですが、本人からのそうした苦情なり、あるいは困窮に対する相談というのは、本人から申出がなければ、改めて訪問することはないということをお伺いしておるわけですが、その辺は町としてもう少し踏み込んだ、こういうときこそ、やはりコロナ禍にあって隣同士も交流が乏しくなっているこの状況の中で、特に高齢者独り暮らし、あるいは世帯があっても、会話が少なく、そしてそういう事態に追い込まれた当事者というのは、どうしても人と会うのも避けたい。最終的には、楽になりたい、そういう気持ちがどうしても、上向きではなく、下向きになってしまう。実態として述べられている私の調査した資料を見ると、本県においては昨年度は全国的にも最も高い自殺数が出たということで、その対策を県でも厳しく受け止めておるわけですが、やはり町としては、そうすると今の取組で安泰というような認識されているのか、ちょっとその辺をお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ただいまのご質問ですが、現在のところはコロナ禍もありまして、民生委員さんのほうにも、なかなか訪問が難しい、コロナの関係でちょっと対面では難しいというときで、電話での対応など、それからあと必要に応じておうちのほうに訪問したときは、短時間でということをお願いはしているところでございます。

私たちとしても、なかなかプライバシーなところもありますので、踏み込んで入っていくというのも厳しいところもありますけれども、情報を得た際にはこちらとしても、社会福祉協議

会さんだとか、包括だとか、あと保健師さんなどと訪問しながら、それから社会福祉士もおりますので、その方々が臨機応変に、短時間でありませけれども、声をかけながら訪問しているような状況であります。

ということで、今お話がありました自殺の対策につきましても、町でも自殺対策の計画を策定しまして、自殺の対策への取組もしているところですが、なかなかコロナの関係で全体での研修会などがちょっと今行えないような状況ですが、引き続き啓発をしながら進めてまいりたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりましたが、そうしますと、町内で困窮者とは直接結びつかないかも分かりませんが、こうした自殺に関わる事案というのは町ではどの程度発生しているのか、その辺は町で把握しておりますか。町内の。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町内での自殺をした方についての調査というのは、こちらのほうでは毎年確認をしております、県のほうに報告をしているような状況ですが、町内については私の記憶だと昨年度はゼロ件だったと記憶しております。

(6件の声)

健康福祉課長 ゼロ件。と記憶しておりましたが、資料がちょっと手元にありませんので、また改めまして後で報告させていただきたいと思ます。

議長 北村嗣雄君。

2番 いろいろそうした形の場合、実際表面化するには、そういうを出したくないという家族もあるわけですが、私のところではゼロということではなくて、何件か見当たるわけですが、ただやはりここに県のこころのケアセンターという、多分町では大いにこのままあれしたと思うのですが、大塚耕太郎副センター長の意見ですが、全国的にも自殺者が増加している県というのは、その訳は医療資源や社会

資源が少ない地域が自殺死亡率が高い傾向にあると。コロナ感染症で経済的に深刻な悩みを抱える人への支援も重要となり、含めて感染防止と支援の両立が今急務に求められているという意見を述べられております。これから町としても、絶対起きない、ないとは私は言い切れないのではないかなと考えるわけでありませ。人それぞれの考え、苦しみというものは、なかなか表面だけでは把握できない面があります。

町として、こういう事態だからこそ、住民の生活あるいは命を守るのが最大の使命でもあると思ますし、これまでいろんな形で、先ほど課長のほうから支援の窓口、あるいは心配事相談、その取組については若干ありましたが、個人、世帯に当たって、生計の維持、いわゆる特別定額給付金の10万円というのは、これ全国、町民にはもちろん給付になったと思うのですが、でも、まだ未給付になっている方の人数というのは、個人というのは町内にはおられますか。ちょっと確認します。

議長 町民課長。

町民課長 10万円の話が出ましたけれども、特別給付金のことだと思いますので、町民課のほうからお答えさせていただきたいと思ますけれども、ちょっと今手持ち資料がないので、はっきりしたことはないのですが、未給付になっていたという方はいらっしゃいますが、申請がなかったということで、たしか2世帯だったと思うのですが、そこら辺正確な数字を確認して、改めて回答させていただきたいと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。それも今後の対応として、どう取られるかは町のほうの考えだと思ます。

個人、世帯向けのコロナ禍に対する救済、最終的には国の制度資金ですが、この中でそれ以外に給付されているのも、制度資金というのですか、それがあると思ますけれども、

それから窓口が社会福祉協議会ですが、これによる貸付け、小口貸付金とかあるのですが、これは大体、人数でよろしいですけれども、町内としてはどの程度利用されているのか。これによって、生活なり、あるいは個々が抱えるいろいろな対応に大きく役立っていると思うのですが、もしその辺、世帯数なり人数で確認できるのであれば、お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業の方に対する生活資金で、社会福祉協議会で行っております緊急小口資金と、それから総合支援資金の貸付けにつきましては、具体的な町内での数値というのは個人情報等にも関わってくるかと思えますし、うちのほうで貸付けしたものではありませんので、件数についてはちょっと公表するのは控えさせていただきたいと思うのですけれども、一応緊急小口資金は令和2年度のほうから貸付けをスタートしております、また今年度も引き続き貸付けが令和3年8月まで延びている状況になります。そして、最初にまず緊急小口資金を貸付けの希望をされた方ということで、その方々の後に、またその後、その中でもなかなか生活が厳しいということで、総合支援のほうの資金の貸付けというような状況に変わるそうです。

その総合支援資金の貸付けについても、何件か件数の貸付けのほうはあるというふうに伺っているところになります。そして、その総合支援資金の貸付けを行った場合には、町としましても、社会福祉協議会さんが中心になるのですが、自立相談支援事業ということで、その方々の、様々な課題を抱えている方々に対して、就労や、それから家計改善の支援などを行っているというふうに伺っております。その中で、どうしても失業だとかという方がもしいらっしゃれば、その方の就労に向けての相談をして、就労へつなげて、新たな貸付けのほうを生活が改善するような形でということになってい

ます。

健康福祉課としましては、社会福祉協議会さんが主催する生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議というものが2か月に1回開催されますので、そちらのほうに出席をして、北上の公共職業安定所さんや、それから地域包括支援センターなどがその会に出席をしますので、その貸付けをした方々の生活の支援について、連携して支援を行っているという状況になっております。

議長 北村嗣雄君。

2番 どうもありがとうございます。

やはり私思うには、先ほど課長が最初に町内には生活困窮者はいないと、見当たらないと言ったけれども、やはりこういう支援をされていればこそ、何とか、早く言えばいるわけで、ですからやはりそれは困ったからそうした方が、町が取り組んでいる、窓口としてやっている支援の窓口なりに見えられているわけです。

私がもう一つ踏み込んでほしいのは、先ほども申し上げたように、独り暮らしも含めて、なかなか表に出て話ししない。いずれ最終的には亡くなってしまうような方も決していないわけではないのです。ですから、最悪の事態はないとはいっても、これは確定しているものではないので、町としてそういうのを未然に防ぐ予防対策も求められるのではないかなと私は思うので、その辺の取り組む考えはございませんか。もう少し、対象者というよりも、今後もそうした事件というか事案を起こさないためにも、そういう認識をちょっとお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほどの答弁だったのですけれども、新型コロナウイルス感染症のコロナ禍に係る独り暮らしの高齢者への影響ということでお答えしたところでございます。今回貸付けをされた方々というのは、独り暮らしの高齢者ではなくて、実際事業をされている方であったり、それから企業にお勤めをしている方で、一時的

に会社のほうが不景気になったので、例えば週何回かお休みをされたという方々が借りているというような状況でしたので、独り暮らし高齢者についての生活困窮については、特に私たち冬の間に独り暮らし訪問などもしておりましたし、その際に大きな相談もなかったということで、影響がないというふうな形でお話をさせていただいたところになります。

議長 北村嗣雄君。

2番 そうしますと、全くコロナ禍は関係なく、福祉関係のそういう心配事も含めてと私は思うのですが。というのは、やはり中にはコロナ禍が長期にわたるものですから、通常であれば独り暮らしの高齢者なんかでも仕送りとか、あるいは本当に微々たる年金で足りないのだけれども、ところが、そういうのも取られてしまっているというのもなくはないのです。やっぱりそういうときに、早く言えば隣近所にちょっとだけお願いしたいとかというのが事前に今まではあったのです。ところが、隣同士が行き来できないような状態の中で、そういうのもあり得るので、ですから私は救済に向けての今後の措置というのは、もう少し町として懐に入って実態を把握しながら、そういう当事者の対策を講じるのも町の役目ではないのかなと私は考えるわけでありまして。

それで、引き続き入っていくのですけれども、これまでの救済なり、それから支援等は行っているわけなのですから、今後の対応、あるいは長期化すると見られるこの状況で、町はどのように今後の対策を考えているのか、その辺お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今後につきましても、緊急小口資金や総合支援資金の貸付申請が令和3年8月まで延長されることが決定されておりますので、この辺りについて周知をしていくとともに、また独り親世帯とか、あとそれから子育て世帯の住民税非課税世帯についても、国のほうでの生

活支援特別給付金などの支援策も講じられてきておりますし、また今回コロナ禍において生活が、家計のほうが悪くなったという親御さんについても、特別な給付制度がスタートしますので、そちらについても周知をしながらしていきたいと思っておりますし、現在各税の関係については減免措置もしておりましたので、こちらについても皆様のほうにお知らせをしながら進めてまいりたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 これについてちょっとお伺いしますが、やはり町民に該当する方、しない方は当然いるわけですが、対象者も含めて町民に対するこういう、困窮者とは言わないけれども、個人あるいは世帯、家族を含めて大変な方に、こういう制度がありますよという案内というのは、私は今までのところあまり、コロナ禍に関わることではないのですけれども、結構国、県のほうでは制度資金のそうした利用者で救済する資金が、貸付けばかりではなく、今後7月から政府、国では、個人あるいは世帯、2人世帯、3人以上の世帯に向けて給付する対策の一つの事案を出されておりますけれども、これが決定すれば7月から、生活保護の世帯は除外とはなっていますけれども、その辺を町では把握していると思うのですが、今の現状の流れを、そうしたことも含めて町民に、この制度だったら私もお願いしたいのだけれども、できないのかなとか、そういうのも、別に高齢者でなくてもいらっしゃると思うのですが、その辺は、こうした今のコロナ禍に対するいろんな救済を受けていますので、町の対応というのは考えられないわけですか、伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新聞のほうにも掲載がありました困窮世帯に対する新給付という部分につきましては、緊急小口資金の貸付けを受けた方で、その後総合支援資金のほうの貸付けを最大3回借り入れられることになっております。最大200万

円貸付けを受けられることになっているのですけれども、その最大200万円の貸付けを受けた方で、さらに生活が困窮されていた方に対して、国のほうでの新たな制度資金の給付という形になっているようですので、まだ西和賀町のほうでは、お聞きしている中では最大200万円の貸付けを受けた方がいっしょにいないということでしたので、新たな7月からの給付の分については該当者がいないということで、確認をしているところになります。

引き続き、そのような状況ですので、緊急小口資金だとか、総合支援資金につきましては、社会福祉協議会さんと連携して、皆さんにお知らせをしていきたいとは考えておりますし、まず総合支援資金を貸し付けるに当たっては、今後につきましては就労支援を継続して進めていきますので、なるべく生活困窮者の方々被困らないような制度設計にしていきたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 困窮者にならないように、やはり町が守っていかなければならないと私は思いますので、何とか皆さん頑張っています。私も含めて、これは無職に限らず、我々農業者の一人ですが、その辺というのは、町が、国が、あるいは県が示す制度というものを先取りするくらいの意欲で、特に町もいろんな面で厳しい財政の行政を行っているわけですから、それを踏まえたとき、利用できるものは徹底して利用し、町民に安定した生活を維持してあげるとというのが最大の町の取組のあれではないかなと考えるわけであります。

それで、ちょっと他の対応について変わるわけですけれども、私も農家の一人ですが、先般家畜関係、あるいは若干そのほかでも制度資金というか、支援資金が交付されていますけれども、農林業についての今までの支援策の経過ですか、支援された経過で報告できる分があればお伺いしたいなと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、農業関係について私のほうからお答えいたします。

昨年のコロナの影響でしたが、これは農協さんの売上げの関係をまずお知らせしますと、米、花卉類、畜産、大きなことで捉えると西和賀の場合は3品目ということになります、農協さんの売上げについては3品目とも105%程度の売上げということで、一昨年よりも全て上がっているということで、思ったよりも西和賀において影響はなかったというふうに考えております。

支援策のほうであります、町単独で行いましたのは、牛の導入に対して一律5万円の補助ということで、これに対しては110頭という結果になっております。

あと、国の補助事業を活用して、次期作支援交付金ということで、シイタケあるいはユリ、春先に影響を受けた部分に対する給付金として5件が受けております。

また、経営継続補助金ということで、これは影響を受けた、受けないにかかわらず、経営を継続していくために設備あるいは機械の導入という関係で、上限100万円の補助金がありましたが、それについては24件の農家がこれを活用して、機械、ドローンとか、あるいは軽トラとか、そういったものを購入しているという実績があるということでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 どうもありがとうございます。

先ほど申し上げているように、それぞれ悩みなり、あるいは心配事を抱えながら生活している人も少なくないと思います。私もその一人ですが、今後まだまだ長期化と予想されるコロナ禍においては、重ねて申し上げますけれども、町が一人でも町民の中にこうしたことのために様々な犠牲者が出ないような形で取り組んでもらいたいなと考えるものでございます。

大きい内容はお伺いしましたが、私もこの議会、議場に出席させていただいて2年になるわけですが、元年6月、最初の定例議会において、私は町長に政治理念についてお伺いしております。そのとき町長は、「町民の負託を受け、町政を預かっている私は、町民の命と生活を守り、未来の希望と安心を与えることが基本的な理念である」と述べられております。私は、全くそのとおりであると思います。今回の長期化する新型コロナウイルス感染症の対策に当たって、やはり町が町民と一体となって、今後これ以上の犠牲者あるいは感染者を増やさない対策に取り組み、そして行政と町民、お互いが絆を強くして、町の安定につながる、つないでいく、町のトップとして最大の極めて重要な責務と私は考えます。様々な町の在り方も出てきているわけですが、職員、町長の。それにこだわらず、コロナ禍を収束させ、今後町民が安心して生活あるいは仕事できるためにも、現トップである細井町長のさらなる決意、そして責任ある行動力の認識、見解をお伺いして、私は一般質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 町長。

町長 町政を預かる身といたしましては、申し上げるまでもないことですが、住民の命と生活を守り、未来への希望を持てるようにするのが最大の使命であるかというふうに思います。

今回の一般質問の中で議員さんがいろいろとご指摘されました。それに関しましては、新型コロナウイルスというとんでもない、大変な状況下でありましたが、担当課長からも説明ありましたように、直接それを原因とするというような数値は出ていないということでしたので、その部分については一安心かなというふうに思います。

ただ、議員さんが申し上げていることは、ふだんから困窮とかいろんな事情があつて、暮ら

しあるいは生きる希望に対して課題を持っている方が結構いるので、そこに気がついてほしいということだったと思います。行政といたしましては、そういうものの窓口である社会福祉協議会などとの関係機関と連絡を取りながら、何とか手助けできるようにということで日々頑張っているところでございます。

ただ、最近新聞にも出ていましたけれども、全国のいろんな自殺率とかのデータを見ますと、県として大きな課題をしょっています。したがって、これまでのレベルの取組でよいかどうかということは、関係機関とも再度協議して、振り返りながら、住民の力になれるように、情報を取れるように、改めての取組を検討する必要もあるのかなというふうに考えておりますので、関係機関と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 町長どうもありがとうございました。

これにて私の質問を終わるわけですが、さらなる町当局の一体とした取組によって、コロナ禍の対策に向かって頑張ってくださいたいとお願い申し上げ、ご祈念申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。本日2番目の一般質問、高橋宏です。よろしくお願いたします。

通告どおり3つの質問についてお聞きしていきたいと思っております。

最初に、沢内庁舎解体に伴う会議室の在り方についてであります。沢内庁舎解体に伴い、20人

以上入れる会議室がないということで、J A花巻湯田・沢内支店や西和賀町森林組合、西和賀消防署などの活用案が、この案が出された令和元年11月、住民説明会、議会への説明もあったのですが、その頃からこのような活用案が示されてきました。

今年6月末で老人福祉センターの使用ができなくなる中、関係機関と会議室使用についての使用料などを含む具体的な検討が行われてきたかについて伺います。

議長 細井町長。

町長 議員さんのほうから会議室の在り方についての取組についての質問でございます。担当課長から答弁申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 会議室の使用について、関係機関との協議状況についてお答えいたします。

初めに、西和賀消防署との協議状況についてであります。西和賀消防署とは既に協議が調っており、令和2年7月より会議室として使用しております。これまで消防団幹部会議、民生児童委員協議会定例会、行政区長会議などで使用しております。

次に、花巻農業協同組合湯田・沢内支店との協議状況についてであります。5月13日に花巻農業協同組合湯田・沢内支店と会議室使用に係る条件等の協議を行い、5月31日に会議室使用に当たっての取決め事項を確認しております。

次に、西和賀町森林組合との協議状況についてであります。5月12日に西和賀町森林組合と会議室使用に係る条件等の協議を行い、5月31日に会議室使用に当たっての取決め事項を確認しております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 このことについては、4月16日の全員協議会でもお聞きしたのですが、私自身、今年の4月9日時点で今言われた3つの、消防署、J A花巻湯田・沢内支店、森林組合、3か

所と役場とどのような協議が行われているか確認してまいりました。消防署については、今説明があったように、既に利用しているということをお聞きしましたし、J A花巻湯田・沢内支店と西和賀町森林組合では、会議室として使用できるかどうかということの問合せはあったけれども、具体的な協議は行われていないとのことでした。

先ほど言いましたように、住民には1年半以上前に、この施設を使うという説明がなされております。そして、今年の6月末で使用できなくなる、そういうことが分かっているのに、5月13日と5月12日、消防署以外は今年の5月まで具体的な協議をしなかったのはなぜでしょうか。

また、4月12日の庁舎改修検討委員会で、町長が会議室不足の対応について指示をしております。それまでは指示をしたことがなかったのか、それとも指示をしたのに実行されていなかったのか、どちらか。そこについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃったように、消防署に関しては、新しい消防署が完成したことを受けて協議を行って、進めてきておりました。花巻農協、西和賀町森林組合さんに関しては、電話で概要をお聞きして、その中で内部で協議をしてきたというふうなことで、関係機関との協議が遅れたという部分については反省をしております。ただ、内部としてはそのような形で、会議室の使用についてはそれぞれに話をしてきたと、協議をしてきたというふうなことになります。

あと、4月12日の際の指示についてでありますけれども、これについては3施設の西和賀消防署、花巻農協湯田・沢内支店、森林組合、これらの会議室、多くの人数が集まる会議室については、それ以外の部分についても必要ではな



いかというふうな話でありますし、またそれ以外にも、これまで示している3つの会議室以外にも、町内の施設を有効的に活用するようというふうなことで、調整を引き続き行っているところであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今の答弁ですと、それでは町長からは、沢内庁舎解体に伴って会議室がなくなることについての関係機関との具体的な協議をすぐ進めるようという指示、具体的な指示はそれまではなかったという理解でいいですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

この件につきましては、町長からの直接の指示というよりは、内部でそちらを進めていく事項であったものというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申し上げましたように、私、4月9日に3つの施設に伺いました。その時点で、消防署は先ほど言われたとおり、もう活用していますよと言われました。JA花巻湯田・沢内支店と森林組合さんは、先ほど言いましたように、電話とか会議のついでに、会議室として使用できますかという程度で、具体的な協議に入っていないと、逆に今年から老人福祉センターの使用ができなくなって、こちらを利用する場合、特に夕方6時以降の会議は、JAさんも森林組合さんも貸すことができない、管理者がいないため貸すことができない、夜の会議についてはどう考えているのだろうかと逆に農協さん、森林組合さんのほうが心配していて、なぜ検討に来ないのかと心配しておりました。

18時以降の会議はこれからどこで行うのか。今まで老人福祉センター2階会議室を使用した会議を、7月からはどの会場を使用するか決まっているのか。料金も当然発生すると思うので、予算措置等はできているのかについて伺いたい

します。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

花巻農協、西和賀町森林組合さんの2階の会議室については、それぞれさきに電話で問合せ等をした際に、夜間の使用という部分についてはちょっと無理というふうな話を確認しているところであります。

それで、庁内では、実際に令和元年度の老人福祉センター2階会議室の使用実績等を把握するとともに、令和2年度の使用実績を踏まえまして、令和3年度、どの施設で対応するかというふうな、検討部会メンバーのほうでそのような調整を行っているところであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 重ねて伺いたしますが、今6月です。7月からは老人福祉センターが使えないわけで、今課長がおっしゃられたように、では今までの使用の状態を見て、7月からは例えば夜の会議とか、この会議はどこでやるということが、全てどこでやるという調整はついているという理解でいいのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

実際先ほどお話ししました会議を開催する場所の予定に関しては、11月に一旦取りまとめをしております。その中で、一番多いのが西和賀消防署会議室となっております。先ほど言いましたように、花巻農協さんと西和賀町森林組合さんについては夜の会議は難しいということで、それについてはまずメインとなるのが西和賀消防署会議室になろうかと考えております。

個々の会議について、実際にいつ開催されるか、日程等もまだ決まっていない部分もありますので、それらについては今後調整をしていくものと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 使用料が発生すると思うのですけれども、先ほども聞いたのですけれども、料金について、農協さんも森林組合さんも自分たちの、農協ですと例えば生産部会さんとか、森林組合は自分たちの会議の場合は当然会議室の使用料は発生しないのですけれども、会議の種類によっては使用料が発生すると思うのですけれども、予算措置についてはできているということでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 使用料の関係についてですけれども、花巻農業協同組合湯田・沢内支店の2階会議室については、半日の利用につき基本料金1,100円、冷暖房利用の場合は基本料金の7割を加算、1日利用の場合は先ほど述べました基本料金及び冷暖房料金ともに2倍とすると。なお、農業関係の会議の場合は、基本料金、冷暖房料金ともに無料というふうな取決め内容となっております。

あと、森林組合さんについてですけれども、会議室の使用に当たって、1回の利用につき9,350円とすると、暖房料等の別途費用はなしというふうな取決め内容となっております。

これを受けまして、明日上程されます一般会計の補正予算に会議室の使用料を、ある程度概算で見込んで予算計上しております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私も森林組合さんの使用料を聞いてびっくりしたのですけれども、森林組合さん、9,350円、これ実際に今のところ利用する予定はあるのでしょうか、借りる予定というのか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、まだ全ての会議について日程等決まっていないので、割り振り等はまだ、これから随時調整を図っていくということでもあります。

森林組合さんにおいては、町のほうでもこれ

まで借りた実績がありませんし、森林組合さんとしましてもあまりほかの団体にお貸しした経緯がないということでしたので、利用する場所があるというふうな形での答え、今この会議で森林組合の会議室を借りるというふうな、はっきりとしたものは今現在ではありませんけれども、会議室の使用が重複した場合には借りることもあるというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 さっきから課長の答弁を聞いておりますと、最初に申し上げたように、例えば森林組合さんの利用というのも1年半以上前に議会とか住民に説明しているわけです。だとすれば、料金が当然発生することもあるから、その時点からこういう調査をしていけば、今直前になって、老人福祉センターが使用できなくなるのに、1回9,350円かかる会議室を利用するかどうかという検討は、とうの昔にできているはずですよ。先ほどから聞いていて、とても準備不足だなと思うか、会議室に対する認識が非常に低いなど思っているのですけれども。

このような状況の中で、今年3月議会、同僚議員の質問に対し、同じことの繰り返しなのですけれども、総務課長が沢内庁舎の会議室の代替として消防署2階、花巻農協湯田・沢内支店2階、森林組合2階を利用すると答弁しております。そういう答弁が3月の議会にあったにもかかわらず、4月16日の全員協議会で、沢内バーデンを会議室として使用するということが提案されました。この会議の中で、4月16日の全員協議会の中で私は、今までこういう庁舎に関しては庁内の検討委員会で議論されて出てきておりますので、今回もこのことについては庁舎検討委員会で検討されましたかと質問した際、4月12日に検討委員会で検討しましたと答弁されました。しかし、その会議の案内は、議員、我々には4月9日付でもらっております。その案内文書の中には、もう既に沢内バーデンを会

議室として使用することについてと書かれております。4月12日に協議することが4月9日にはもう案内として出されているわけです。そうすると、この案はどのような経緯で全員協議会で協議するというふうに出てきたのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 沢内バーデンを会議室として使用することについての経緯についてお答えいたします。

老人福祉センターを改修し、庁舎として使用することに伴い、現在の老人福祉センター2階会議室に代わる施設の対応について、先ほどお話しされましたように、西和賀消防署2階会議室、花巻農協湯田・沢内支店2階会議室、西和賀町森林組合2階会議室に加え、沢内バーデン広間を活用していくこととしたものであります。

沢内バーデン広間については、次の3つの点から会議室として使用することを検討したものであります。1点目が西和賀消防署2階会議室の利用頻度が高く、会議が重複する可能性があること、2点目が花巻農業協同組合湯田・沢内支店2階会議室及び西和賀町森林組合2階会議室の使用については午前9時から午後5時までと限られていること、3点目が湯田庁舎については耐震改修等工事の期間中、工事の進捗状況により会議室が使用できない期間が生じること、また工事に伴う騒音などにより会議開催が難しい場面が想定されることを考慮し、対応するものであります。

このことについては、4月12日の第8回庁舎改修検討会における協議を踏まえたものというふうな内容となっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私が聞いているのは、12日にそのような検討をしたのは聞きましたけれども、4月9日時点の会議の案内にもう沢内バーデンを会議室として使用するということが書かれているわけです。話し合いは12日で、前の週の9日にはその案内をもらっているのです。そこに載せるため

には、どこかで協議したか、全員協議会の協議として上げるためにはどこかで話し合われたから出てきていると思うのです。それが先ほど言った4月12日の庁舎検討委員会でないことは確かなのです、時系列からいって。だから、4月9日に案内をもらった時点で、沢内バーデンを会議室として使用するという提案がなされた経緯を聞いているのです。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

議会全員協議会の開催のご案内については、まずこちらのほうで考えられるということで、見込みでその案内のほうに入れさせていただいたものであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 庁舎改修については、私もいろいろ協力しながら、昨年9月に町民から1,300人以上の署名を集めて、町民を交えた検討委員会をつくってほしいという話をしました。しかし、そのことは議題にも上らず、現在も設置されておりません。今見込みでという話があったのですけれども、議会に次ぐ全員協議会という場に出されるその基準といいますか、町民1,300人が望んでいることはできなくても、そういう見込みで全員協議会に出せると、その出せるポイントというか、どういう経緯でそういうことが出されるのですか。

議長 副町長。

副町長 では、私のほうから。まず、先ほど来会議室の使用に関していろいろお話ありましたけれども、今後きちんと確保して対応していきますので、検討が遅い、遅いということかもしれませんが、実際の影響というのはこれから実施してみないと分からないし、事前にお話ししたとおり、きちんと会議室は確保しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、今回12日の検討委員会を通して16日

の全員協議会にご協議の項目として、沢内バーデンの今後の活用について、会議室としての使用についてということで、ご案内を事前に差し上げたのは、こういった項目について協議会のほうで協議させてほしいと、会議室が足りない、足りないというお話もあって、その部分を、エステックの関係のいろいろ、昨日淀川議員さんからも質問ありましたけれども、いろいろエステック関係でバーデンの活用が今後どうなるのかなというのが不透明なところがあったので、なかなかはっきりしたと言えなかったのですけれども、見通しがついたという段階で、その活用をもっと幅広く、会議室の活用ができるようにということで、全員協議会が開催される庁舎の耐震のスケジュール、それからコロナウイルスの感染対策と併せて、バーデンの活用についても項目として入れさせていただいたということで、庁内の検討会では12日にそれを話し合っていて、さっき総務課長が説明したとおり、話し合いをした上で16日の全員協議会に臨んだという、そういった経緯でございます。仮に検討委員会で沢内バーデンの活用が要らないのだとか、そういうことは不要だとかという話であれば、今回の全員協議会の項目から外れることになると思うのですけれども、そういった状況ではないという前提で、全員協議会、議会の皆さんにこういった項目を事前にお知らせしたという、そういった経緯でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 高橋宏君。

8番 今説明されました4月12日の第8回庁舎改修検討委員会復命書を頂きました。今までも庁舎改修検討委員会、令和元年度から行われていて、1回目から4回目の復命書も以前頂きました。そもそもこの庁舎改修検討委員会というのは、委員長が副町長で、副委員長が教育長、委員が各課長ということになっております。1回目から4回目の復命書は見ていますけれども、その後恐らく、今回8回目ですから5、6、7

回の会議も行われて、3月に提案されたような庁舎改修の案が出されたと思うのですけれども、12日の会議を見ますと町長が出席しております。本来この検討委員会というのは、先ほど言いましたように副町長が委員長ですので、副町長、教育長、その他課長が参加して、話し合ったことを町長に申し述べるという形ではないのでしょうか。先ほど言いました庁舎改修に関して、令和2年12月8日に全員協議会に資料を出されて、いろいろ新たにエアコン設置、トイレ、あとはエレベーター等々の説明がなされた際、町長に質問した際は、私は検討委員会ではないのでという答弁をいただいております。本来は入ることのない町長が入った検討委員会というのは、なぜ第8回は町長が入ったのか。

議長 副町長。

副町長 庁舎検討委員会は、月曜日は庁議が開催されまして、町長以下課長、私、教育長さん含めて全員出て会議をやった後にそういった会議をやっていました。それで、委員長は私ですけれども、町長もそのまま、次の用事があれば退席しますけれども、次の用事がなかったということで、町長もそのまま相席したと、そういった経緯でございます。

議長 高橋宏君。

8番 なかなか私には理解に苦しむ部分があるのですけれども、いずれ最初から一連、いろいろこの庁舎について聞いてきたのですけれども、庁舎改修検討委員会設置の目的ということで、令和2年12月にもらった資料の中に3つあります。目的の1つが改修を行う庁舎が町民、職員とともに利用しやすい庁舎とすることを目指す、2番が長期的な視点に立ち、長期の使用に耐え得る施設環境を整備する、そして3つ目によりよい住民サービスを提供できるよう、直接的に住民に対してサービスを提供している実務者レベルの職員を交えて検討を行うとあります。このよりよい住民サービスという中に、庁舎改修に伴う会議室不足に対する対応というのは入っ

ていないのでしょうか。住民には1年半以上前に説明している会議室のこと、会議室というのは住民に対して様々な説明や意見を聞く場であるはずです。まさに民主主義の根本となる会議室に対する認識と配慮があまりにも足りないとやわざると得ないと思いますけれども、町長の見解を伺います。

議長 細井町長。

町長 会議室が全くなくて、会議もできない、集まりを持てないということであれば、大変な問題であるかと思えますけれども、いろんなあるものを借りてでもそういう場を設けようという意識があれば、それは民主主義を否定するものでも何でもありません。

議長 高橋宏君。

8番 何度も申し上げますけれども、最初にこの施設を利用するといったときには、令和元年11月で、まだコロナが騒がれていない時期です。その時期に、20人程度しか集まれない会議室、コロナ禍を考えると人数を半分にして使用するということが頻繁にあります。そうすると、実質10人、役場が説明者と住民集まってくださいという、実質これはないに等しい状態だと思います。住民に対し、説明、意見を聞く場が沢内庁舎にはないと。そのことを認識していれば、先ほど言ったような3つの施設に行って確認するなり、料金について確認するなり……私4月9日、ほかの仕事もありますけれども、1日で3か所回りました。この程度の確認は、意識があればできることだと思うのです。本当に意識があれば、住民困るのではないかと、会議室がないと困るのではないかと。そういうことで、今年の7月からは老人福祉センターでもできないし、住民に対して不便をかけないように前もって協議しておこうと、そういう行動を取るのが当たり前だと私は思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

議長 副町長。

副町長 私のほうから。先ほど来総務課長も答弁

しているとおり、7月から改修工事が始まるわけですけれども、住民が今現在会議室がなくて困るというような状況にはありません。お答えしたとおり、きちんと確保はしております。さらに、沢内バーデンも含めて、会議室も含めて、先ほど総務課長がお話したとおり、さらに困らないように配慮しながら、工事の着工に入っていこうということで取り組んできたものでありますので、今の段階になっても確保できていないのはどうしたのだというご質問であればよく理解できるのですけれども、きちんと確保しておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。遅い、遅いというのは、どの時点で遅いというのか、ちょっと様々そこは捉えようがあると思えますけれども、住民の方々が困らないように十分配慮して、こちらとしては取り組んできたつもりですので、その辺については十分ご理解いただきたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 意識の違いと言われれば、それ以上はあれなのですけれども、私の意識としては、先ほど言っているように、基本中の基本である沢内庁舎の会議室については、もっと早めに対策を取るのが当たり前であって、その後に出された、最初は最低限の改修というのに、庁舎検討委員会では住民へのサービスとか職員の福利厚生の部分ということで、エアコン整備とか、トイレの改修とか、エレベーター改修が出されたのですけれども、順番が違うのではないかなという思いがありましたので、今日の質問に至りました。意識の違いということですが、決して住民に迷惑をかけないように取り組んでいただきたいと思えますし、間に合えば全ていいということなのか、意識の中でそのことがないがしろにされたのではないかなという思いがあったので、それで今回の質問に至りました。

次の質問に移ります。107号線の通行止めについて、今後町の対応についてお伺いいたします。5月1日より、国道107号線大石地区でのり面

崩壊のおそれがあるため、通行止めになっております。この路線では、昨年12月24日にも土砂を含む雪崩があり、片側通行になりました。また、平成27年3月にも土砂崩れでスノーシェッドがのり面崩壊により破損、8か月にわたり長期通行止めになっております。幸いにこの3件の場合、負傷者は出ておりませんが、一步間違えば死亡事故につながる事例だと思います。

この路線に近年多発する土砂崩れは単に偶然なのでしょうか。それとも、ダム工事とともに造られたこの路線に経年劣化などの現象が起っており、これからも同様の事案が多発する危険性が出てきたと予想するべきではないでしょうか。

町民の命と安全を守る観点から、国、県に対し、この路線の維持管理についてどのように要望していくのか、将来に向けた方向性について伺います。

議長 細井町長。

町長 5月1日から通行止めになっております一般国道107号ですが、6年前にも大規模な土砂崩落により8か月間全面通行止めとなった経緯がございます。

今回ののり面や道路面の変状について、道路管理者である岩手県によれば、変状の原因は付近一帯が地滑りを起こしているもので、錦秋湖周辺にはこうした地滑り地形が多く分布しているという調査結果も出ているようであります。

さきの土砂崩落から6年が経過し、再び全面通行止めとなったわけではありますが、今回も長期間に及ぶようであれば、住民生活や地域経済に及ぼす影響は大変大きいものと懸念しております。

県に対する要望についてであります。まずは早期の原状復帰をお願いしており、県においては可能な限りの手段を尽くして取り組んでいただいているものと認識しております。

一方で、国道107号の当該区間につきましては、以前からトンネル化を含めた抜本的な改良整備

に係る要望を県に対して行ってきております。しかしながら、今回の事態を踏まえ、これまでの町単独での要望活動から、新たな体制を構築した上で、より強力に要望活動を国及び県に対して行っていかなければならないものと考えております。

具体的には、隣接する北上市及び横手市と一緒にあって、議会や商工団体等の民間団体も巻き込んだ形で期成同盟会を新たに設立し、体制が整い次第、町議会終了後、速やかに要望活動を実施したいと考えているところであります。

議長 高橋宏君。

8番 今ご説明があったように、国、県等への調査、地域住民、町の早期復旧に向けた動きに異論を唱えるものではありませんけれども、旧湯田町時代から長らくトンネル化を含めた抜本的改良について要望してきたと思います。しかし、今回それだけでいいのでしょうか。また、これだけ地滑り、土砂崩れのある地域でのトンネル化で安全が確保できるのでしょうか。要望当初と違って、今は花巻大曲線のトンネル工事も行われておりますし、高速道路が通っており、4車線化も決まっております。将来に向け、107号線の改良要望について、どの路線が安全で、しかも早期に通行できるかを検討するべきではないでしょうか。

私は、建設関係は素人でありますので、私案を述べるに当たり、私の提案が実現可能かどうかについて北上土木センターの方々に事前にお聞きしたことを申し添えておきます。

私は、高速4車線化を早めに進める要望を優先すべきだと思います。同時に、吹雪などで通行止めが起らぬよう、少なくとも片側1車線は対面通行を確保できる対策を取ってもらう。そして、現在の錦秋湖サービスエリアにスマートインターを設置して、地域住民の利便性を高めてもらう。この周辺は、峠山のグラウンドゴルフとか、錦秋湖の観光も非常にきれいなところがありますので、そのような方々の利便性も

高まると思うのですけれども、こちらのほうを優先するべきと思いますけれども、町の考え方についてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 私の考えを申し上げます。優先課題は、可能な限り早く国道107号線を復旧させることであります。この国道107号を使用できるようにした上で、根本的な対策、これは地質調査によって地盤をしっかりと把握した上で、どのような手法があるかということが出てくると思いますが、それに着手されるべきだと思います。

平成27年に8か月間、107号が不通になりました。その際、奥羽山系のこの山あいであって、迂回路がないというのが決定的な西和賀の現状として浮き彫りにされたわけでございます。そのときに、重要なのがなめとこライン、花巻大曲線、そして高速道ということでございます。

そのときからさらに運動を強めまして、花巻大曲線、なめとこラインは現実に動き出しまして、トンネルを掘っているということは西和賀にとっては非常にありがたいことだというふうに思います。

そして、秋田自動車道、高速道も、すぐ代替路として開放していただいたということも、これも大変ありがたいことであります。ただ、残念ながら高齢者と女性ドライバーについては、高速道路は怖くて乗れないという方がたくさんおるといことも現実として浮き彫りにされました。その結果、やはり対面通行で怖いということもありまして、全面4車線化の必要性を、さらにこれもまた運動を強化したところでございますが、これも幸い全面4車線化の事業化が既に執行されたところでございます。大変ありがたいと思っております。

ですから、西和賀は迂回路が少ない分、道路強化には大いに運動を展開していかなければならないのでありますが、当面はまず今まで利用してきた107号が何らかの形で通行できるようになるということが最優先課題ではないかと認

識しております。

議長 高橋宏君。

8番 基本的に、今ある道路を通してもらうということは基本だと思います。

あと、先ほどから申し上げているとおり、平成27年の8か月の通行止めのおきもそうでしたし、今回もそうだと思うのですけれども、非常に大きな影響を受けているのが道の駅ではないでしょうか。このように度々通行止めになる場所にある道の駅、将来的には移転せざるを得ないのではないのでしょうか。今年度、湯田牛乳公社のヨーグルト工場がオープンします。この周辺に道の駅を移転してはいかがでしょうか。この場所でしたら、産直などを開設して、住民も農産物の出荷が可能になると思いますし、ヨーグルト工場見学と併せて新たな集客が期待できると思いますけれども、このような計画について町の考えをお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからご発言のありました道の駅、これは産業公社の稼ぎ頭に数えられる一つの大変重要な施設でありまして、これが全く営業できないということは、会社の存亡に関わる大変な危機状態にあるというふうに認識しております。

ただいま牛乳公社等の話もありまして、非常に画期的な提案でございますので、ぜひ皆様方も相談しながら、この事業をどのように捉えていくかということは協議して、相談していきたいと思っておりますので、これも西和賀のいろんな6次産業化とか産業強化をしてきましたので、その戦略上に立って進められればというふうに願っておりますので、ぜひご支援、ご指導、ご協力をお願いできればと思います。

議長 高橋宏君。

8番 よろしくお願ひしたいと思います。議員でも、新しいヨーグルト工場稼働前に見学したのでございますけれども、見学施設もある非常にいい施設でしたので、何とかこの場所の活用が町にと

ってもいい刺激になるのではないかと思いますので、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

繰り返しになりますけれども、安全で、しかも早期に実現できるということを念頭にしてもらって、要望の方針を決めていただきたいと思ひます。

最後の質問に移りたいと思ひます。銀河ホールの修繕と活用についてであります。私は、この質問をするに当たって、そもそも銀河ホールの活用、活動について、私自身の認識を深めなければと思ひて、担当課に何う予定だったのですけれども、通告前にしっかりと調べた上で質問するべきという助言を受けましたので、通告の範囲内での質問となり、不十分な認識のまま質問することをお許しいただき、質問に入らせていただきます。

銀河ホールの照明更新について1億2,000万の経費が必要との説明が令和2年1月31日の全員協議会で示されました。その後、銀河ホールの活用について、関係者、町民による検討が行われると伺っております。現在の検討委員会の状況について伺ひます。

議長 柿崎教育長。

教育長 検討委員会のことについてになりますが、昨年度立ち上げまして、各地区の施設長を務められた方、それから演劇関係含めて、そういう復興に関わってこられた方々を集めました。それから、町内においても、文化関係に携わっている方々に来ていただきまして、お話をしたところでは。

運営に関わる件とか、これから町の資源を活用した何かできないかと、銀河ホールと併せてできないかということで、具体的な取組についてご意見をいただいたところでした。まだ1回目でしたので、それぞれの自分たちの取組などを勉強させていただきまして、それから僅かではありましたが、観光とか何かと結びつけられればいなというふうなお話をいただいたところでは。よろしいでしょうか。

議長 高橋宏君。

8番 今回の検討に当たっての最終的ポイントといひますか、この銀河ホールを演劇専用ホールとして使用していくのか、それとも普通のホールとして使用していくのか。演劇専用ホールとして使用する場合は、先ほど言った調光器盤1億2,000万は整備するの、しないの、その点検討のポイントとしてはどの辺を検討していくということでの検討委員会なのでしょうか。

議長 柿崎教育長。

教育長 検討のポイントということのお尋ねに対してお答えしたいと思っております。

まず、様々な歴史につきまして、私のほうも勉強させていただきました。演劇を中心とした活用の仕方ということで、建設者もいろいろな思ひを込めて建設されたという答弁もいただきました。現状としてですが、現在演劇に関わっては、本町に存在するぶどう座の方々、それから新たにギンガクといひまして、高校生や大学生を夏合宿としてお呼びになって、演劇の町にしようという活動が取り組まれております。

ただ、そこで課題となるのは、演劇だけではなく、あれくらいの施設ですので、町民の方々にもいかに足を運んでもらえる施設となるかというのがすごく大きなポイントだと思ひているところでは。

よって、活用の仕方は、基本的にまず演劇はもちろん、今までのこともありますし、推奨できればと思ひているところと、併せて町に残っている様々な郷土芸能であり、それから自然であり、いろんなところで活躍している方々の発表の場であれば、より活用ができるかなと思っておりますので、そういう面で、演劇、それから町民が集まると、その2ポイントで進めていきたいというふうにお思ひしております。

なお、あそこの施設の運営全般については、今後検討していかなければならない事項だというふうにお思ひしております。

以上です。



議長 高橋宏君。

8番 全員協議会のときの説明では、演劇専用ホールとしては調光器盤というのは、2014年にも操作盤というのを整備していて、それに伴って同じメーカーの調光器盤を整備しなければならないというお話でした。そして、演劇専用ホールとして使用する場合には、こういう舞台照明ということでいうと必須の設備であるというふうなことはお伺いしたのですけれども、何せ金額を聞いて、1億2,000万と聞きますと、なかなか町民は様々な面で、昨日からも出ていますけれども、中期財政計画などで財政は厳しいのだよという話を住民説明会で歩いていると思います。そんな中で、舞台照明として必要なのだよ、この調光器盤はと言われて、ただ金額を聞くと、えっ、もっと安いのないのとか、町民に対してどの程度銀河ホールの演劇というのが、なかなか文化というのはお金に換算したりとかできないものかもしれないのですけれども、最終的にここを演劇専用ホールとして使用して、そのためにはこの調光器盤が必要で整備していくというのであれば、財政の中でもやるのだという必要性をもう少し町民に広めていく必要があると思うのですけれども、その面についてのお考えをお伺いいたします。

議長 柿崎教育長。

教育長 町民の理解を得るということは、本当に大切なことだと思っております。現在演劇ホールは、演劇の合宿も含めてですけれども、全国から集う沢内甚句全国大会の開催や、それから先日も行いましたけれども、ほのぼの学園の開閉会式及び研修の場所としても使われていますし、今月23日には本町の小学生を集めて、岩手県青少年劇場の開催などを考えています。それから、懸案になっていました成人式など、それから社会福祉協議会の大会等がありまして、本演劇ホールにつきましては使用率が70%を超えている状況で、ほかの同じ規模のところと比べても優位な位置に、優位と言えれば変ですけれど

も、高い利用率であるなというふうに思っております。

まず、おおむねはこれぐらいの規模であれば、使用率が50%ということで、近隣の北上のさくらホールでは69%で、私たちのほうは74%出ていますが、そのほか花巻文化会館で50%、そして一関センターで57%という数字になっております。それから比べても、まずまず利用されているということです。

いずれこのホールは、老若男女かかわらず町の誇りとして位置づけていけるようにしていかなければならないと思っております。今度何か自分たちでも集える場所ということで考えた案としてですが、定期的な何かできないだろうかということで模索しているところで、今度の26日につきましては、ぶどう座の協力を得まして、ぶどう座が持っているアーカイブスの上映だとか、それから演劇をしていただくということで、ご案内を全町民にお配りしているところです。現在申込み状況とか、いろいろ声がけを聞いてみたところ、二十数名以上来ている。コロナの対策をしてからやらなければなりませんけれども、何もしないでも20名以上の方々が、問合せがたくさん来ているということと、こういうのをやってほしかったということの声がかかっているということを聞いておりましたので、そういう地道な活動をしていながら、理解を図っていきなすと思っております。

お金についてもかかりますので、いろいろな工夫をして進めていけたらいいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今教育長が利用率について述べられましたし、そのときにも資料をもらったのですけれども、やはり今挙げられたところ、大体市ですよ。そのときにももらった資料も、大体大きな市、青森とか秋田県とかということで、何度も繰り返しになるのですけれども、財政規模とし

てこのホールを持っていくことが本当にこの町にとって適切かどうかということが問われると思いますので、やっていること自体はすばらしいことを行っていると思うのですけれども、どうしても場所的に西和賀町川尻地区ということで、端のほうになりますので、西和賀町は北は貝沢からあります。貝沢に住んでいる人たちにとって、この銀河ホールがどういう意味合いを持つのか、今回の改修費で1億2,000万以上かけてでも、やっぱりこの町にとって残すべきだということをごどのように理解していただくか、銀河ホールだけの活動ではなく、出前講座がいいのかどうか私も分からないのですけれども、いずれ町民全体に、このホールを残していくのであれば、どのように町民の理解を得られるかということにも力を注いでいただきたいなと思っております。

先ほど言いましたので、新たにまだ教育長の考えがあればお伺いするのですが、あとそのとき、ちょっとこれ財政のことになるから、まだ決まっていないと思うのですけれども、調光器盤を起債を用いるか、リース契約にするかという検討まではいっていないということなのでしょう。併せてお伺いします。

議長 柿崎教育長。

教育長 起債等に関わっては、資料を今集めていて、目を通してるところになります。

あと、活用について、私個人とすれば、これだけ、例えば沢内方面の甚句に限らず、深澤先生の話だとか、いろいろなお話、それからそれぞれの町にある、湯田にもあります、沢内にもあります、いろいろな物語などあります。そういうことを、みんなで町のよさを確認できるような施設にするべきではないかというふうに思っていますので、ぜひご協力をお願いしたいなど、修繕に関わって。我々も国のもし補助等いろいろなものがあれば活用しながら進めていきたいと思いますが、ぜひこれからの若い人たちのためにも残していきたい施設だなというふうに強く

思っているところですので、どうぞご理解よろしくをお願いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 今日3つの質問をしたのですけれども、西和賀町は大変面積が広くて、また住民いろいろな行き来があります。合併して十七、八年ですか、なかなか意識の統一というのは難しいとは思っているのですけれども、住民にとって不公平感が感じられないような施策をこれからも続けていくことをお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 ご苦労さまです。高橋和子でございます。この午後一の何とも言えない雰囲気の中でございますが、粛々と進めていきたいと思っておりますので、ご協力を、よき答弁をよろしくお願いを申し上げます。

私は、このたびは2項目について通告をしております。1つは、県関連の道路についてでございます。それからもう一つは、新型コロナウイルス感染症の対策についてお伺いをしたいと思います。

それでは、早速でございますが、①、県道1号の道路改良工事についてでございます。県道1号泉沢地区内の八年橋入り口付近において、道路改良工事がバイパス化で予定され、調査に入っているという情報が入りました。そこで、その詳細について、町にはどのような説明があったのかをお伺いしたいと思います。

また、この件につきまして、地域住民にはど

の程度の説明があったのか、町で把握している全容についてお伺いしたいと思います。

また、これに関連しまして、将来的に八年橋の建設も考慮に入れた工事となるように、町からも県に申し入れて進めていただきたいと思いますというわけですが、そのことに対してどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

まず、最初にこの①について質問させていただきますので、ご答弁お願いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから県道1号関連の道路改良工事についての質問でありました。これについて、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 建設課長。

建設課長 それでは、ただいまのご質問に対しては私のほうから答弁を申し上げます。

県道1号泉沢地区の改良整備につきましては、以前から町の単独要望のほか、沿線自治体で構成する盛岡横手線道路整備促進期成同盟会でも、長年にわたり要望活動を行ってきたところであり、令和2年度に事業化され、現在は現地測量に着手しております。

現況は、民家等が建ち並び、見通しが悪い急カーブが連続し、歩道が未整備となっており、これを解消するために東側、つまり八年橋寄りのほうにルートを変更することで急カーブを解消し、歩行者及び車両の通行の安全を確保しようとするものであります。

地域住民への説明につきましては、県において平成30年2月20日に泉沢地区の住民を対象に概略設計3案、3つの案について説明会を行い、住民からは今回のルート案がよいという意見であったと伺っております。さらに、昨年度末に予備設計案を基に説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期にしたとのございます。県では、改めて泉沢地区での説明会を開催するため、現在のコロナの状況下での開催について検討中で

あるというふうに伺っております。

また、将来的に八年橋の建設も考慮に入れた工事となるよう、町から県に申し入れて進めてほしいとのご要望についてであります。八年橋の架け替えに関しては、昨年の12月議会の際に答弁申し上げているとおり、平成25、26年度に床版の打ち替え工事を実施済みであることや、橋脚の根入れの深さが約8メートルあること、また平成28年度の橋梁点検でも一定の健全性が認められており、早期に措置を講ずべき状態にはないという判定区分に該当していることなどから、直ちに橋を架け替える状況にはないものと判断をしているところでございます。

なお、県によりますと、今回の県道の設計に当たっては、八年橋とのすりつけについて配慮を行う事項として当然把握をしているとのでありましたので、現時点ではこれ以上の申入れを行う必要はないものと考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。

今ご説明ありました3案について、具体的に分かりますか。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

図面で3案のルートは分かりますけれども、口頭でお示しすることはなかなか難しいので、もし可能であれば、後ほど資料としてご提示させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長 高橋和子君。

4番 それももつともかと思しますので、皆さんにも分かってもらえるように、資料として配付をお願いします。

地域の方々も現在の案を選んだということだと思いますので、それで最近県の車や作業着を着た方々が入って、いろいろ測量したり、調査されている姿が見えますので、進行して、建設のほうに向かって、バイパスができるのだろう

などと思います。本当に皆さんも走って分かるように、カーブだし、坂の続くところだし、両側にうちが寄せ集まっております、長瀬野の方があそこで死亡事故に遭われた、交通事故で亡くなったということがありまして、非常に心の痛む場所です。そういう場所ですので、丁字路も何度も役場のほうにいろいろやっていただいて、カーブ曲がりやすくしたり、ガードレールをちゃんとやってもらったりしてきておりますが、そういったことで改良されていくということは非常にうれしいことですが、きちんと住民説明がなされて、いろいろなその間出てくるトラブルなどもあるかもしれませんので、建設課の特段のご配慮をお願いしたいと思います。

それで、橋のことはかなりしつこく質問しておりますけれども、県がそのように考えてくださっているということをお伺いしましたので、安心しながら、将来自分が生きているうちにどうなるか分かりませんが、①を終わりたいと思います。

その次に、②のほうでございますが、県道1号の横断歩道とかラインが非常に消えておりまして、特に先ほど申し上げた丁字路が全く線が見えないので、新入生を父兄が連れていこうと思ったら、横断歩道で立ち止まって、手を挙げて、どこが横断歩道か分からないという状況で、ずっと調査してみますと、そこだけではなく、学校の入り口やせんだん保育所、あちこちが非常に横断歩道も消えておりまして、ここに書いてるように、いろいろ調べたり、調査したりしてみましたので、この改良は県の仕事ではございますけれども、我々は県民でもあります。ですから、やっぱり住んでいるところの不都合なところ、不備なところがあれば、役場を介してお伺いしていただいて、どういう状況なのかということで、ご返事をもらっていただくと大変ありがたいと思います。

電話などで問合せ、県警のほうにいたしましたら、12月までに補修工事ができるのではないかという話でした。この12月になると雪が降る地域。雪が多いので、除雪で線が消える地域がありますから、こういう、余計な話かもしれませんが、県の予算ではありますけれども、我々の県民の予算でもあるわけです。こういうすぐ消えるような時期に、雪のない時期、印のない危険な横断歩道や、センターラインや脇のほうの線のないところを雪のない時期に走って、雪が降るといいうきに工事されるということは、これでいいのだろうか非常にびっくりしたのです。そういったこともありまして、県のほうにも聞いていただきたいなと思います。

それで、雪降る直前ではなく、どういう形で、例えば西和賀町の県道が県内でどういう順序でもって、ここがされるのか、雪の降らない地域よりも一足先に工事ができないものか、そういったところを聞いてもらいたいなと思ったわけですが、ここに書いておりますように、町として早期着手を要望するよう求めるということにしておりますが、そういう点でお伺いしていただいたかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 町民課のほうからお答えしたいと思います。

県道1号の横断歩道等道路標示に係る補修工事についてですけれども、町では歩行者等の交通安全を考慮しまして、雪解け後の県道及び町道における横断歩道等のラインの標示の状況確認を行いまして、ご指摘のあった3か所も含めて、既に北上警察署交通課のほうに対して、早期に補修工事を実施していただきたい旨の要望は行っております。

西和賀町にとっては、冬期間の除雪作業の関係上、どうしても塗装の部分の耐用年数が短くなるものと考えております。今後についても、歩行者等の交通安全を考慮して、雪解け後の横

断歩道等道路標示の状態をしっかりと把握して、北上警察署に早期に補修工事を実施していただくよう、継続して要望を行っていきたいと思います。

ご指摘のあったとおり、12月までということが質問の中にありましたけれども、北上警察署でも西和賀町内の横断歩道の状況については把握しているということのようです。公安委員会としても、予算を伴うことなので、全ての箇所の対応は難しいということでした。

なお、冬期間の直前の補修工事ではなくて、西和賀町ではできるだけ雪解け後早く補修工事を実施していただくよう、重ねて要望していきたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。今課長おっしゃったように、まさにそのとおりでありまして、早くやってほしいわけですが、そちらの実施する県側の考え方、要望はするにしても、実際それに応えていただけるような感じだったでしょうか、どうでしたでしょうか。雪降る前に、でも10月とかだとすぐ雪が降るし、どういう感じでしたか。

議長 町民課長。

町民課長 どういう感じでしたかということなのですけれども、以前に信号機等の改修工事とかについても、例年、まずその年度であれば3月末までに改修するというようなことであっても、雪が降る前の前の年の10月頃に改修はしていた実績がありますので、今回の横断歩道についても、当然西和賀は雪降るということは県公安委員会のほうでも承知しているところがございますので、そこについてはさすがに雪降ってからという改修はないと思いますけれども、何分今回要望した全ての箇所の対応は、予算も伴うので難しいというふうに言われています。何か所になるか分かりませんが、対応はしていきたいという回答でしたので、1か所でも多く改修できるように、こちらのほうでも願ってい

るところです。

議長 高橋和子君。

4番 ご奮闘いただきましたが、引き続きご奮闘お願いしたいです。やはりもう少し詰めて、いつ頃、どういう順序で工事してくださるのか、西和賀町は他の自治体と比べてどういう扱いになっているのか。12月までなんて答えが飛び出してくるとは本当思わなかったのです。だから、やっぱり、分かってくれているだろうとは思いますが、分かっているが、忘れているというふうなところではないかなと思いますので、やはり現地から申し上げて、お願いして、早く。

順番、課長見て調査されたから、どの順番でやったらいいのかを具申したほうがいいと思うのです。県の考えもあると思いますけれども、現地ではこう思いますが、このようにお願いできませんかとやっていただきたいです、特に学校とか。多分そこは先にやると思いますが、人間の性善説で考えれば、やってくださると思いますが、やはり当事者からきちっと言って、期限も決めていただいてやってもらうということをぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 優先順位をつけるのがなかなか難しいところもございますけれども、引き続き1か所でも多く対応していただけるように要望はしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 課長は優しいから、順位を決めるのは県だから、それはこちらで決めるものではないので、お願いするしかないなので、現地の状況をきちっと言って、課長のしっかりした目線で把握されているわけだから、特に学校、保育所とか、そういったところは真っ先にやっていただくと。

それから、センターラインと、これは警察ではないと思いますけれども、センターラインと何ラインというか分からないけれども、脇の、

分からないけれども、消えていますよね、すごく。あまり広くない道路幅の場所もかなりありますので、大型がすごいのです、最近。だから、これは非常に高齢者も多いし、その辺も含めて、どんなどころからやってくれるか、この辺はちょっと危険なのですがとか、何年頃この辺はできるでしょうかとか、少し具体的に詰めて何とかお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 具体的にということですが、ラインよりは横断歩道を優先して進めていただきますよう要望してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 私は理解しますよ。ただ、ラインは土木事務所で、横断歩道は警察のほうだそうですから、予算が別だと思しますので、一気に、両方一緒にできると思いますので、そんなに遠慮して言わなくても、町民の命と健康を守るためには課長のご奮闘をお願いして、このところは終わりたいと思います。

③でございます。同僚議員からもそれぞれ質問出されておりますが、国道107号についてでございます。状況は大分分かってまいりました。これを書いたときとかなり日にちたっておりますので、基本的には路面にまで亀裂が入ったということで、非常にこれは深刻であろうと素人ながらに思います。ダムサイトのほうの路肩が非常に甘くなっておりまして、大型なんかはダム側に傾くようなどころも何か所か、その箇所だけではなく、ずっとありますので、非常に危険な状態に、いろいろお話ありましたように、老朽化というふうなことなのかもしれませんが、非常に危険な状態になっているなと思います。早期にということはもちろんでございます。

この間ご案内いただいて、耳取の公民館に藤原国会議員がいらしたときに参加いたしまして、この耳取地区の方々の要望が今回議長宛てに出されておまして、天ヶ瀬地区の協議会と本屋

敷地区の代表、小田島さんと、鷺之巣地区代表の田村さん、耳取地区代表の高橋さんと連名されて出されておりますが、この間聞いたお話とほとんど同じだなと思いました。

私は、ここでトンネル化ということを求めたわけですが、ああ、そうかと思ったのですけれども、耳取公民館でトンネルの「ト」の字も出なかったのです。それで私は、やはりなと思ったのです。あそこは一番北上に近いところで、我々が心配して通っている場所は、別なルートを作るとすれば、通らなくても済むという地域でもあります。

そこで、別なルートということが主に2つ、強く要望されていたなと思っております。町長のお話にもありましたように、高速道路へサービスエリアを利用したいということ、それとあと懇談会のときに、ああ、そうかと思ったのですが、高速道路工事のときかと思いますが、あっち側の107号の反対側の道路をずっと通って、ダムの堰堤を通るルートがあるのだということなのです。そこを整備してもらおうと、日常には非常にいいですというお話があって、そんな道路あったのかと思いました。ですから、この地域の方々の願いに応えるためには、そういったことも考慮に入れなければならないのかなと思って伺った次第でございますが、またこの件につきまして改めてご答弁をお願いします。

議長 建設課長。

建設課長 国道107号の状況につきましてお答えいたします。

まず、現場の状況に関してでございますが、午前中の質問にも町長答弁しておるとおりでございますけれども、現在県において付近一帯でボーリング調査を行っております。この調査によって、地滑りの範囲をできるだけ正確に把握した上で、その対策工事の方法を検討することになると伺っております。工法が決まると、工事期間も決まってくるので、この段階でようやく復旧までの見通しが立つことになるのでは

ないかと思っております。

県に対しましては、一日も早い復旧をお願いしていきますし、トンネル化を含めた抜本的な改良整備について、これも午前中の町長の答弁で申し上げているとおり、早期に新たな期成同盟会を立ち上げ、官民挙げての要望活動に取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

それから、耳取地区の要望に関してでございますが、町でも説明会を開催した際に、同じような内容での要望を承っております。高速道路に関係するものにつきましては、NEXCO東日本の東北支社のほうに申入れを行いたいと思っておりますし、それから最後の錦秋湖右岸側の道路につきましては、これは町としてもまだ現状を確認しておりませんので、何とも申し上げられませんが、いずれその辺も状況を確認しながら、あらゆる選択肢を排除しない形で、何とかルートの抜本的な改良整備を国、県に働きかけていきたいと思っておりますのでございます。

議長 高橋和子君。

4番 町長から一言あればお願いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま建設課長から申し上げたとおりでございます。やはり専門家による調査、そのボーリングによる地質調査の上、初めて対策工事の方法が検討されることとなりますので、これを待っていきなというふうに思いますが、我々としてはとにかく何らかの方法で107号を一日も早く通行できるようにさせてもらいたいというアクションが最大かと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 地元の耳取の皆さん方の要望にはしっかり応えていただきたいと思っております。高速道路を利用するといっても、正規のルートで行くと非常に大きく迂回しなければならないという、非常に大変だという声がありました。ですから、近いところから高速道路にサービスエリアから

通れるように、前回は救急車が通れるようにという話があって、そういう段取りはしたようなのですが、実際は救急車は通れなかったという話ですが、町長、把握されていますか。

議長 細井町長。

町長 緊急車両、救急車は通ったというふうに聞いております、前回は。

議長 高橋和子君。

4番 2回ほどあったけれども、結局通さなかったという話を。通ったの。そうであれば、安心しました。何かの間違いかもしれません。

そういったことで、一般車両も通行できるようにということでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

トンネル化につきましては説明がありましたし、期成同盟会で広域に取り組んでいくということでございます。トンネル危ないぞという話もありますけれども、それは、それぞれ工事するときは地質調査をきちっとやって行われることでしょうか、私としてはトンネル化を、107号を改良したにしても引き続き、非常に危険なところが出ておりますので、この広域の期成同盟会が順調に進むようにお願ひしたいと、当局のご努力をまずお願ひしたいと思います。

それでは、2の新型コロナウイルスのほうに入りたいと思っております。午前からも、昨日からもいろいろご議論があります。この(1)、(2)、(3)のとおりお伺いしていききたいと思います。

まず、①番はワクチン接種事業における町民への通知と実施関連について課題はあったかどうか、あるのかどうか、そういったところをお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課から新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えします。

65歳以上の方々へのワクチン接種の集団接種につきましては、5月16日から始めているところです。ワクチン接種の希望調査を事前に実施をし、地域ごとの接種希望者や運行バスルート

により5つのグループに分け、ワクチンの供給量に応じて接種日程を決定し、段階的に通知をしてきたところです。5月17日には、接種を希望しないと返信のあった方や、はがきの返信がなかった方に対し、接種券と予約方法のお知らせの文書を送付しております。

現在コールセンターで集団接種の予約受付や変更、キャンセルなどを受け付けており、大きな混乱もなく、計画どおり順調に進められてきていると考えております。

議長 高橋和子君。

4番 このワクチン接種、今課長おっしゃったように、希望を取って、そして対象者を決めて、順次やっていくという方法が非常に県内でも優れたやり方だと言われております。希望する方は取りこぼしのないように、続けてやっていただきたいと思っております。

早く打ちたいという人がいれば、早く打ちたいのに何で最後なのだという人もいますが、私はちょっと聞きづらいですけれども、順番ってどうやって決めているのと言われてたのですが、答えられますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 地域ごとの5グループに分けたことに関しましてなのですが、基本的には地域ごと、各行政区29あるのですけれども、その地域ごとの希望者をまず集計いたしました。その後、5日間で実施できるということで考えておまして、人数的には1日当たり最大450人を想定しておりましたので、その地域ごとのバスルートを検討しまして、それぞれ地域を、長い距離ですと1時間程度バスに乗ってというところもあるのですが、一応バスルートを考えまして、それぞれ地域をちょっと足したり引いたり集計をしまして、まず5グループ決めたところになります。

その後、最初に前半は人数の多い地域、450を上限としましたが、最初には多い人数のところから接種をスタートして、4グループ、5グル

ープ目は比較的人数少ないところにして、最終的に予約を変更された方が4グループ、5グループに追加して入っていきけるような形で調整をしたところになります。

議長 高橋和子君。

4番 ご苦勞でございます。こういうのは、面倒ではあるけれども、非常に大事で、このように説明していただけるということは、住民の行政に対する信頼が高まるものだと思います。そういう理由だったのかと分かってもらうということで、安心して、どうしようかなと思っている人が受けられるというふうなこともあると思います。

その次に、②で、ワクチン接種における町民の理解のほうはどうでしょうかということをお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ワクチン接種についての理解ということなのですが、まずチラシや、それから広報西和賀において、2月15日から随時お知らせをしてきたところであります。

また、団体や、それから地域の方々からワクチン接種についての出前講座の要請がありまして、そちらについては保健師が地域に出向いたり、それから団体のほうに出向いて、ワクチン接種についてご説明をして、町民の皆さんからの質問や、それから相談に対応してきているところになります。

接種についての問合せも健康福祉課のほうに寄せられてきておまして、そちらについても対応しておりますので、町民の皆様にはご心配なことがありましたら健康福祉課のほうにお問合せいただければと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、その次に③番のワクチン接種後の症状、副作用などはどうだったでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ワクチン接種後の副反応につきましては、接種後すぐに現れる可能性のある症状



として、アナフィラキシーや、それから血管迷走神経反射がありまして、接種日から数日以内に現れる可能性のある症状として、注射した箇所の痛みや、それから頭痛、関節や筋肉の痛み、発熱などの症状が現れます。

国で実施した先行接種対象者、約2万人の方々に健康観察日誌というものをつけていただいて、その接種してからの状況を日誌をつけて、そちらのほうの中間報告が公表になっているのですけれども、そちらのほうにおいても、副反応の症状としましては1回目の接種より2回目に接種した後のほうが多く見られているよというところの報告がされている状況であります。

議長 高橋和子君。

4番 マスコミでもそのように取り上げて、専門の先生方がご説明されているのを聞きました。

その次に、④番目で、接種されるスタッフのほうに大きな負担だろうなと思いますが、どういう状況でしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

集団接種は、町内の医療機関の先生、医師や、それから歯科医師、看護師、事務職員、それから薬剤師、それから町立西和賀さわうち病院の医療職と事務職、そして町の職員などからご協力いただきまして、職員が交代で日曜日ごとに行っている状況であります。

集団接種を実施した後は、集団接種の振り返りとして、従事した職員から係ごとのそのときの課題や改善点などをそれぞれの係からご報告をいただきまして、次回の集団接種に反映をして、なるべくスタッフに負担が生じないように配慮して進めてきている状況です。

議長 高橋和子君。

4番 今のところは順調に職員の皆さんと関係者で予防接種を進めてくださっているということだと理解しました。

⑤番目にですが、今後ワクチン接種について予定はどうなっているのか。2回目接種の関係

も含めてお願いします。現時点で2回目終了した人の人数とか分かればお願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 65歳以上の方々のワクチン接種の集団接種の計画は、先ほど申し上げたように、5月16日から始めておりまして、日曜日ごとにワクチン接種のほうを行っております。2回目の接種は、1回目の接種をしてから3週間後に接種する、ファイザー社のワクチンは3週間後に接種することとなっていることから、6月6日から始めておりまして、65歳以上の方々の集団接種は7月25日に終える予定で計画をしております。

あと、64歳以下の方々のワクチン接種、これからなるのですけれども、国からの情報が日々変わっておりますので、最新の情報を得ながら、ほかの市町村の接種計画を参考にして町の接種体制を検討しているところになります。

そして、ご質問でありました2回目の接種、65歳以上の方の2回目の接種を終えた人数は、集団接種で終えた方は437人になってございます。そのほか、高齢者施設等で受けていらっしゃる方もいますので、合計で707名ほど、65歳以上の方では接種をしている状況になります。

議長 高橋和子君。

4番 高齢者施設の方々は、入所されている方と関係者、職員、全部対象でなさったのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高齢者施設のほうの入所者の接種会場、それぞれ高齢者施設でございますので、そちらのほうに町内の医療機関の先生とスタッフと出向いていただきまして、その際に入所者と、それから従事している職員の方に接種を終えているところになります。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、その次に(2)のほうで、町内で陽性者はまだ2名と覚えているのですが、PCR検査あるいは抗原検査はどの程度された

のか、お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

PCR検査ができる診療・検査医療機関は、岩手県が県内の医療機関との間で委託契約をして、診療・検査医療機関として指定をしております。県では、診療・検査医療機関と指定している医療機関名や医療機関の数を公表していない状況になります。

また、行政検査や民間検査、抗原検査の件数につきましても、県では1日ごとの県全体の件数を集計、公表して、市町村ごとの実施件数は公表していない状況となっております。

このような状況から、町内におけるPCR検査、抗原検査の状況について、ちょっとこちらのほうでは把握できない状況となっていることをご理解願います。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。ただ、そういった陽性者が出るとか、そういったことで、町のほうでも対応するというのでやっていかれるのだろうと思います。

最後になりますが、(3)でございます。通告する時点でちょっとあやふやな状況でありながら、非常に気になる内容でしたので、お伺いしたいなと思って通告をしましたが、これよく調べますと、県が14日に県議会の臨時議会に提出するというので公表された記事がありまして、私ここで岩手県独自の交付金の状況と書きましたけれども、よく見ると独自の予算も入っておりますが、やはり国からの地方創生の臨時交付金、これが入りまして、それに財政調整基金3,300万円を県は取り崩して、主にワクチン接種が7月中に終わるといふ国の方針に従って実施していくのを柱にしながら、さらに必要な分野を含めて予算化して、県議会にかけたということのようでございますが、そういった点から申し上げまして、現時点で町のほうに予算についてご連絡あったのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 新型コロナウイルス感染症関連における今後の岩手県独自の交付金等の状況について把握しているかというご質問について、私のほうから答弁させていただきます。

交付金など町の歳入に関しては、常に財政担当としてアンテナを高くしておるところでございますが、現時点で町への交付金というような連絡は入っていないという状況です。

ただ、今県議会のお話ございましたけれども、県議会の補正予算の中では、県民を対象とした県内旅行の宿泊代金等の割引の取組であったり、あとは土産物店等で使用する2,000円のクーポン券であったり、またあと生活福祉資金の特別貸付けの申請期限延長、先ほどもちょっとありましたけれども、そういった部分での取組など、それぞれ県のほうでの取組という部分では補正はされておるように聞いております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 具体的にはまだなのだろうなと思います。新聞記事を見ますとワクチン接種のために、場所によると思いますけれども、高齢者がタクシーをお願いしたときの補助も出るというふうなことが、細かいものもありますので、これからもしそういった必要性が出てくる予算でありましたら、よろしくお伺いしたいと思います。

ちょっと先取りのな質問になってしまいましたけれども、同僚議員が質問されたように、やはりコロナで漏れて暮らしに困るような人は一人も出さないという、その考え方は私も同感しているわけでございますので、こういった国や県の予算の動きがあるなら、早め早めに確認されながら、町民の暮らしを支えてくださるようお願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時まで休憩をいたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

一般質問、登壇順4番、北村議員の質問に対する保留事項について、町民課長、健康福祉課長からの答弁を許します。

町民課長。

町民課長 午前中の北村議員のご質問、特別定額給付金の未給付者の数とその対応について、確認しましたので、お答えしたいと思います。

これは、令和2年度の事業で、対象2,273世帯5,443人に対して、総額5億4,370万円を支払ったものですが、未給付者は4世帯の6人です。内訳は、辞退が1世帯1人で、未申請が3世帯の5人なのですが、うち1世帯1人は町内に住所はありますが、連絡先が最後まで不明で、連絡がつかなかったというものでございます。

最終支払いが8月25日、実績報告が9月1日で、9月24日には国に対しての既に精算が終了している事業ですので、今後申請を受け付けてというものではございません。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 午前中の北村議員さんからご質問がありました町の自殺者数の状況についてお答えいたします。

厚生労働省の自殺対策推進室のほう公表しておりますデータによりますと、令和2年の自殺者数はゼロとなっております。

以上です。

議長 北村議員はよろしいですか。

2番 はい。

議長 以上で保留になっていました答弁を終了します。

次に、登壇順7番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 こんにちは。やっと最終の質問となりま

す。高橋輝彦でございます。よろしくお願いいたします。

西和賀町における再生可能エネルギーについてということでございます。早速質問に入らせていただきます。

つい先日のことですが、5月26日、参院本会議におきまして、2050年までの脱炭素社会実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が成立しました。これは、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、自治体が促進区域を設ける制度を創設したもので、温室効果ガスの削減とともに地域活性化につなげるとして、来年4月に施行が予定されております。

今朝もでしたけれども、このところ頻回に脱炭素、再生可能エネルギーの記事が新聞報道されております。それだけ国民に対し、これに関する意識を高めようとする国の意図がはっきりと伝わってくるわけでございます。

また、世界の共通目標SDGs、持続可能な開発目標の中の目標7は、手頃で信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保するとされております。この目標は、その他の持続可能な開発目標とも相互に結びついているため、その達成に向けた取組は特に重要だとされているほか、気候変動をはじめとする環境問題に対する回復力、復元力を高める上で欠かせないとされております。

また、当町においても、電力自給率のアップ、雇用の創出につなげたいところだと思っております。国が法律をつくったからとかそういうことではなく、地球温暖化対策は個人個人も各企業も、まずは自ら意識を変え、できることから始めなくてはなりません。その上で、やはりその指導役は自治体が担うべきであろうと思っております。

以上の趣旨から、以下の質問をしてみたいので、よろしくお願いいたします。

①番です。石油、石炭、天然ガス等の化石燃料は、二酸化炭素の排出が多く、地球温暖化の

大きな要因となっております。この二酸化炭素はつくらない、自然界に常に存在し、枯渇しないクリーンなエネルギーの開発、再生可能エネルギーの必要性をどのように考えているか伺います。

議長 細井町長。

町長 議員さんがお尋ねの再生可能エネルギーについては、担当している課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 再生可能エネルギーの必要性につきまして、お答えをしたいと思います。

現在世界のエネルギー情勢は、大きな転換期にあり、脱炭素化の動きが加速し、温室効果ガス排出の低減、脱化石資源、脱炭素化に向け、再生エネルギーに対する取組が世界の国々や企業等において活発となっております。

町には、多くの自然環境資源がございます。その資源を生かし、持続的に利用することで再生エネルギーを可能な限りつくり出し、町内で効率的に使い、必要とする先に分け合って信頼を重ね、環境負荷の小さい持続可能なまちづくりを進めていくには重要であると考えておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 重要であるというご答弁でございます。

西和賀町も、これまで幾つかの再生可能エネルギーの研究に取り組んできた経緯があったかと思えます。温泉熱、木質バイオマス等と記憶しております。その結果と今後の可能性についてどのように考えておられるか伺います。

議長 企画課長。

企画課長 これまで取り組んできた研究結果及び今後の可能性についてお答えします。

平成26年度に巣郷温泉地区、平成27年度には湯本温泉地区において、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業補助金を受け、温泉熱の活用について取り組んでおります。

事業の目的は、温泉を風呂場に引き、そのま

ま排水していた状況から、温度差に応じて温泉熱を様々な用途に無駄なく利用する、いわゆるカスケード利用の在り方を検討したものでございます。また、発電についても、技術革新が進んでいることから、可能であれば緊急時を中心に活用することを目指し、検討したものでございます。

初めに、巣郷温泉地区であります。調査時で旅館が3軒、日帰り入浴施設が2か所、源泉温度は70度から80度となっております。調査内容は、小規模地熱発電、熱交換器、温泉配湯利用ハウス加温システムなどです。結果は、地理的条件による水源の確保の問題や設備投資をした場合、その投資効果を見いだすことはなかなか難しいとの結果でありました。

次に、湯本温泉地区であります。調査時で源泉温度、湯量とも巣郷温泉よりも多く、約90度で、毎分600リットルの湧出量となっており、旅館は5軒でありました。湯本温泉も巣郷温泉と同様に、温泉による発電や温泉熱のカスケード利用について調査したものでございます。調査の結果、現在利用している温泉の活用に影響を与えない方法での検討が必要であるとの結果でありました。また新たに掘削するとなれば、地元と地熱開発業者との協力が必要になるということが考えられます。

今回の取組により事業化へは進めませんでしたが、本事業を通じ、地域住民の温泉利用、再生エネルギーについての理解が深まるとともに、まちづくりに対する地域全体の意識の高揚につながったものと捉えてございます。

森林バイオマス関係につきましては、林業振興課長のほうから答弁をさせたいと思えます。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、私のほうから森林バイオマスの関係の答弁をさせていただきます。

西和賀町には、町の面積の約9割を占める豊かな森林資源があります。その有効利用を図るため、エネルギー利用の側面に着目をして、平

成23年3月に「薪」利用最適化システム構築計画書というものを取りまとめているということでございます。

計画の策定に当たっては、3点ほどポイントがありますけれども、1つ目として、まき供給の効率化、低コスト化を図るための基礎データを得ることを目的としたまき供給の実証試験、それから2つ目として、まきを利用したボイラーの開発に向け、基礎的なデータを得ることを目的としたまきボイラーの実証試験、それから3つ目として、バイオマスエネルギーの今後の活用方針策定を参考とするために、先進地であるオーストリア共和国ギュッシング市での視察研修といった取組を行ったということでございます。これを基にして、先ほど申し上げた計画書をまとめたというふうな内容になっています。

この計画書でございますけれども、実施の期間といいますか、計画期間というものは平成23年度から平成29年度までというふうになっておりますが、森林を地場にあるエネルギーとして活用するという、それから地球温暖化対策として化石燃料の利用を低減するといった方向性は正しいことから、現在もこの考え方に沿って、まき利用の利用拡大を推進しているということでございます。

参考までに、平成26年10月に町立西和賀さわうち病院が開院しましたが、大型のチップボイラーを導入し、館内の暖房、それから給湯、玄関先のロードヒーティング等に利用しているといった状況でございます。

現在森林エネルギー利用で切り開く西和賀町の未来推進事業といったものを実施しておりますが、実施主体が西和賀町森林エネルギー利用促進協議会というところがありますけれども、ここを中心としてまきストーブの利用、あるいはまきの供給の効率化といった取組をしているということでございます。

今後の進め方でございますけれども、現在のところ導入における課題として、石油利用と比

較して、やはりコスト面での差が大きいと、非常にコストがかかるといったことが挙げられますし、加えてまきストーブを導入するとなったときに、住宅の改修が必要になる場合があるということがあります。このことも導入拡大を妨げる要因になっているものというふうに分析をしております。技術の進歩によって、ある程度このような問題が解決されてくるといった側面はあると思いますけれども、町としても町民の皆様のご意見を伺いながら、より使いやすい方法といったことを意識して、具体的な支援策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ただいま温泉熱利用と木質バイオマスについての説明がございましたが、まず温泉熱利用についてですが、両方、何といたっても一番の狙いは電力エネルギーの確保ということだったのでないかなと思ってございます。ですが、電力エネルギーに変換するということはなかなか難しいことでもあります。当時の検討結果、報告を見ますと、温泉熱利用事業として、乾燥施設やメタンカフェへの利用は可能というような報告がございました。具体的に乾燥施設、メタンカフェへの利用というのはどのような利用方法なのか、少しお聞きしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 初めに、乾燥の施設のほうについてお答えしたいと思います。乾燥施設につきましては、温泉熱を活用した中で野菜等を乾燥させて、それを商品化した中で有効活用したいという中身が1点でございますし、メタンのほうにつきましては、温泉と一緒に出るメタンガスを利用した中でコーヒーの出店といいますか、コーヒーを沸かす、燃料として活用した中でコーヒーを提供するサービスができないかという検討でございました。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 恐らくももとの研究目的が電力エネルギーへの変換ということだったのだらうと思しますので、このような温泉熱を利用して乾燥施設というようなことにはならなかったのだらうと思えますけれども、その報告を受けて、本当は農業とか6次産業にも幅広く使えるものだと思っております。そういう温泉熱を利用したものを、今説明があったような野菜の乾燥とか、そういうものに使えるということも考えられるということでもありますので、これからでも全く遅くはないのだらうと思っております。今現在でも、一部分、温泉熱を利用してやっている商品、それからかつては温泉を利用してスッポンなども飼っていた経緯がございました。農業や6次産業の振興に新たな風を吹かせる意味でも、温泉熱の利用にもう一度着目してみてもよいのではないかなと思っております。このような発想について、農業振興課長はどのようなお考えを持っておられますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

温泉熱の農業活用は、全国各地で取り組まれておりまして、先進的な事例も多くありますが、議員さんがおっしゃったように、今主にハウス活用の野菜栽培が中心でありまして、雪国でバナナやマンゴー等、南国のフルーツ栽培なども行われております。

本町においても、かつて温泉を活用したスッポンの養殖が行われ、旅館でも名物になるなど一定の成果を出しましたが、稚亀の確保が難しくなったこと、施設の老朽化が激しく、コストが増加することなどのために、現在は事業を中止しております。

他の地域を見ても、当初のインシヤルコストにつきましては補助事業で賄うこともできるので収支バランスが取れていても、施設更新の際の費用の確保が難しいところが多くなっているようでございます。一方で、大鱈温泉もやしのよう、温泉熱と温泉水だけを活用し、350年

以上続いている伝統野菜等もあります。

国、県でも地熱資源の利用を推奨しておりますし、SDGsの理念にも合致しております。本町においても、インシヤルコストの少ない西和賀式のものというものが見いだせないか、これから研究していくことも必要と考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 西和賀式のものということでございます。ぜひ新たな風を吹かせる意味でも、そういうものの発想が必要になってくるのだらうと思っております。

同じ質問で、もし6次産業推進監、アイデアがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、6次産業推進監としての角度からご質問にお答えしたいと思います。

昨年、にしわが食材マルシェということで、町内の野菜を集めて小売店のほうで販売をさせていただいた事業をやりましたけれども、今年も引き続きにしわが食材マルシェをやるかというふうに考えております。時期は7月の後半から10月いっぱいということで現在考えているわけですが。

今のところということですが、野菜を出すにしても季節限定ということになってしまうのですが、将来的にということですが、ハウス、温泉熱を利用したハウスといったものがあれば、野菜を出す、通年とはいかないかもしれませんが、時期を早めたりですとか、ちょっと遅くしたりですとか、そういったことで野菜を出す時期ですとか、量ですとか、そういったものを拡大する可能性があるというふうに考えております。

事業、このにしわが食材マルシェを進めながら、生産者の意見を聞きながら、そういったことも検討していきたいというふうに今現在は考えているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。温泉熱を利用したハウスで事業の拡大というようなアイデアでございますが、そういうようなアイデアをどんどん出されまして、それが実現されれば町の活性化につながり、大変有意義なことに発展するのだろうというふうに考えます。ぜひ現実的なものとなるよう目指していただきたいなと思っております。

温泉は、観光の面だけでなく、農業、6次産業、あるいは健康や医療等、もっと幅の広い活用ができるものと思っております。町独自の研究もされているわけでございますので、それに基づいたアイデアを活発に出し合って、それを具現化するという作業までの一連の動作として考えていただければなと思っております。

もう一つ、先ほど木質バイオマスの説明もございましたが、持続可能かどうかという観点からも、残念ながら電力に変換するのは困難であったかと思っております。町では、林業発展の観点からも間伐材を活用するという事で、ストーブ普及日本一を目指して、現在各家々に普及を推奨しているわけですが、先ほど説明あったとおり、家計への影響もあり、なかなか困難であるというふうなお話もございましたが、地球環境を考えたときには、こういうような間伐材を使うということはかなり地球にとってはいいことなのだろうと思っております。ぜひストーブの普及も、これからやっていただければというふうに思います。私も、うちを建て替えることができれば、そういうふうなストーブも考えていきたいなと思っております。

あともう一つ、温泉熱、木質のほかに考えられるのは、太陽光なのだろうと思っております。環境省で全国に今とにかく強力に普及させようとしているようであります。温室効果ガスの削減で、2030年の排出量を2013年度比46%削減としたため、とにかく目標達成のために政府も焦っておられるのかなと思っております。しかし、

全国の自治体の中には、太陽光パネルの設置は景観上よくないということで住民の反対や、設置のために森林を伐採したことによる土砂災害や、将来故障したときのごみ処理の問題が懸念されることなどから、独自の条例を定め、安易に設置できない状況もあるようであります。

当町を考えた場合はどうでしょうか。当町は、山あいの自治体で、日照時間が確保できず、特に夏以外はほとんど発電には至らないのではないかと、経験上そのように私は自分なりに分析しておりますが、しかしながら電力発電のために、温泉も木質も太陽も、あれも駄目、これも駄目ばかり言うてはおられません。先ほどの企画課長のお話にもあったとおり、再生可能エネルギーの必要性はかなり高いものがありますし、これを確保するという事は西和賀町にとっても将来様々な可能性をもたらすこととなり、町民にとって希望の持てる町となることと思っております。再生可能エネルギー確保、電力の確保のための取組は、もはや必須であろうと思っております。

③に行きます。では、再生可能エネルギーの開発は何を素材として研究に取り組みかということですが、当町において持続可能なもので、豊富で特徴的な素材としては、原点に立ち返って、やはり雪、温泉、森林が思い浮かぶわけですが、私は特に雪の雪氷熱、これは今後の研究テーマとして大いに値するものと考えます。最近では、物と物の温度差による発電方法も開発されているようであります。今の時点では、雪の可能性を大いに感じるわけですが、いかがでしょうか、雪の活用についてどのようにお考えでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 雪の雪氷熱についてお答えしたいと思います。

初めに、町内における雪冷熱の活用状況でございますが、平成2年3月に町内で生産されるユリ、グラジオラスなど切り花用集出荷施設と

して、雪を冷熱源とした貯雪量約200トンの低温貯蔵施設を整備しました。平成6年には、町北部の貝沢地区にも同様の貯雪量約150トンの施設を整備してございます。また、平成12年度には、旧山伏トンネルを活用した貯蔵施設、雪っこトンネルを建設してございます。このように、雪の冷熱を活用した低温貯蔵施設は、町の農業振興に重要な役割を果たしているものでございます。

町に毎年降る雪資源は豊富であり、雪利用の研究は今後も可能性があるものと考えております。また、小水力発電などその他の再生可能エネルギーの活用についても、今後追求、探索していくことも重要になってくるものと認識をしておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 雪氷熱ということで、冷やすことに現在活用しているわけではありますが、ぜひ電力としてというふうなことを考えていくべきではないのかな、研究を始めるべきではないのかなという視点で申し上げているわけですが、④に進みます。

これからもそのような研究は続けていかなければならないのだろうというふうに思っております。全国の工業大学等では、国の産学官連携の事業を活用し、再生可能エネルギーについての研究がされております。発電についても、幅の広い素材を使い、様々な角度から研究が積み重ねられ、日々進歩しているという状況であります。これまでの当町の成果を踏まえることは当然ですが、改めてそのような工業大学等に研究を依頼し、素材の可能性を追求するという考えがないか伺います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。工業大学等に研究を依頼して、素材の可能性追求をする考えはないかということについてのお答えになります。

平成22年度には、国土交通省の建設業と地域の元気回復助成事業の助成を受け、地元建設業

者が雪の融解水を利用した雪冷房を菌床シイタケ栽培施設に活用する試験研究を行っております。冷熱源となる約500トンの雪山を針葉樹のバーク材で被膜し、低コストを図る試みでございました。その際は、建設業協会と共同で取り組み、有識者である室蘭工業大学の技術指導、助言を受けるなど、先進地での研修を参考に事業を行った経緯はございます。

今後の町の再生可能エネルギーの普及促進を進めていく上で、大学が持っている情報により技術的障害をどう克服していくのか、また再生可能エネルギーが促す社会経済システムをどのように設計していくのかという観点も含め、研究、助言など大学からの協力は必要であるという認識をしております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひそういう大学と連携を取って、始めていただきたいなというふうに思っております。本格的な始動を期待するところですが、やはりそのためにはプロジェクトチームを組織したりするということが重要かなと思っております。そういう大学等と常に情報交換しながら、進行状況を管理するという姿勢が必要ではないのかなと思いますけれども、そこまでの考えはいかがでしょうか。まだお持ちではないのかなと思いますけれども、今のところの意気込みとかはいかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 組織体制及びタイムスケジュールの部分についてお答えしたいと思います。

今年度策定を進めております総合計画の後期基本計画には、SDGsも盛り込むことで現在検討を進めておるところでございます。

あわせて、再生可能エネルギーについても、後期基本計画に盛り込み、早急に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。



6番 ぜひ本格始動に移っていただければなどというふうに思っております。

最後に、町長にもお伺いいたします。当町の特徴であり、豊富にある雪と温泉と森林については、町長もそれぞれ特別な思いがあるのではないかなと思っております。町長として就任当初から、雪を克服し、また活用しなければならぬというふうな使命を持たれて、常に雪と闘い、向き合ってこられたのではないのでしょうか。また、出身地域が温泉地ということで、温泉についての思いは人一倍おありになるのだらうと思ひますし、森林についてはかつて関係する職業に従事されておられたとお聞きしております。改めて再生可能エネルギーについて、雪、温泉、森林の活用をどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから、再生可能エネルギーについての質問でございました。これは、まさしく今後の世界的な大きなテーマとなり、いずれの分野でも競争をもって先進的な技術を取り込んで実践に移る、そうしないと自らの産業の継続、維持が図れないという時代を迎えることは必至であらうというふうに思ひます。

足元の西和賀町を見ますと、いろんな自然の資源は豊富にあります。これをいかに活用できるかにかかるといふふうに思ひます。これまでも活用の方法を考えてきました。森林なども、数年前にいろんな研究、先ほど担当課のほうで紹介ありましたが、研究した際に、発電ということまではいかなくて、熱エネルギーの活用というところまで来たわけですが。課題は、豊富にある自然資源を活用するに当たってのコストが結構かかり過ぎると。いずれのものにおいても、そのようなことが課題になったわけですが、このコストがかかるという課題を克服するための技術が必要といふふうに考えます。これは、今社会が日々技術革新が進ん

でおりますので、これに乗り遅れることのないよう、例えば議員さんが先ほど指摘していただきましたけれども、工業大学の専門的な技術を研修する、受皿として勉強していくプロジェクトチームの設置とか提案ございましたけれども、まさしくそのような形で日々進んでいる技術革新を取り入れながら、我が町の自然資源のエネルギーの活用を検討しなければいけないといふふうに思っております。これは、単に我々の技術、思いだけでは進みませんので、着実にその技術を持っている先進的な研究機関あるいは大学等との連携を図りながら進めていくということが必要かといふふうに思ひますし、大変重要な部分であらうかといふふうに思ひしているところでありますし、この実現が西和賀町の将来への持続可能な地域社会の大きな基盤になるのだらうといふふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長 高橋輝彦君。

6番 当町において、自然の資源、豊富な資源は、可能性として無限大だらうと思ひます。ぜひ早急に可能性を探る取組を開始されることをご提言申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時39分 散 会